

第35回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2019年11月15日(金曜日)午前10時 (受付開始：午前9時)

書面またはインターネット等による議決権行使期限：
2019年11月14日午後6時まで

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

目次

第35回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	15
連結計算書類	44
計算書類	47
監査報告書	50
明光レポート	54

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意は
ございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード：4668



明光ネットワークジャパン

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿七丁目20番1号
株式会社明光ネットワークジャパン
代表取締役社長 山 下 一 仁

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、「議決権行使方法についてのご案内」（2頁から4頁）のとおり、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、**2019年11月14日（木曜日）午後6時まで**に議決権を行使して頂きますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年11月15日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京 地下1階「センチュリールーム」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第35期（2018年9月1日から2019年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第35期（2018年9月1日から2019年8月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.meikonet.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.meikonet.co.jp>）に掲載させていただきます。

◎同一の株主が書面及び電磁的方法の双方により重複して議決権を行使した場合は、当社は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとして取扱うものいたします。

◎電磁的方法による議決権行使が複数回行われた場合で同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最後の電磁的方法による議決権行使を有効なものとして取扱うものいたします。

議決権行使方法 についてのご案内

議決権の行使方法には、**3つの方法**がございます。

議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。

当日ご出席の場合



▶受付へご提出

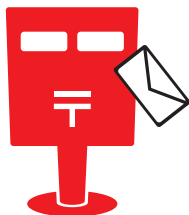
当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会日時

2019年**11月15日**（金曜日）午前**10時**開催
（受付開始時間は午前9時を予定しております。）

当日ご出席願えない場合

当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができます。



▶郵送による議決権の行使

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、お早めにご返送ください。

行使期限

2019年**11月14日**（木曜日）午後**6時**までに到着



▶インターネットによる議決権の行使

<https://www.web54.net>

インターネットにより上記専用サイトにアクセスしてください。
ログインID・仮パスワードをご利用になり、画面の案内に従って、議決権を行使してください。

行使期限

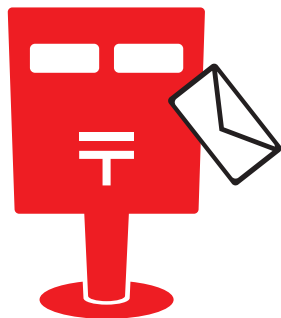
2019年**11月14日**（木曜日）午後**6時**まで

詳細は次頁をご覧ください

重複して行使された議決権の取扱いについて

- ◎同一の株主が書面及び電磁的方法の双方により重複して議決権を行使した場合は、当社は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとして取扱うものといたします。
- ◎電磁的方法による議決権行使が複数回行われた場合で同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最後の電磁的方法による議決権行使を有効なものとして取扱うものといたします。

議 決 権 行 使 の お 手 続 き について



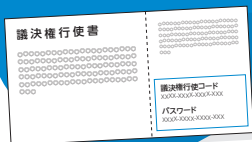
郵 送 による議決権の行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、下記行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2019年**11月14日**（木曜日）
午後**6時**までに到着

お手元に
議決権行使書用紙を
ご用意ください



インターネット による議決権の行使の場合

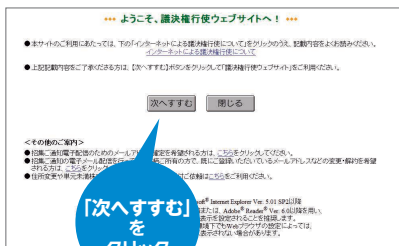
インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただくことによりのみ実施可能です。

インターネットによる議決権行使は、2019年11月14日（木曜日）の午後6時まで受付いたしますが、お早めに行使いただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

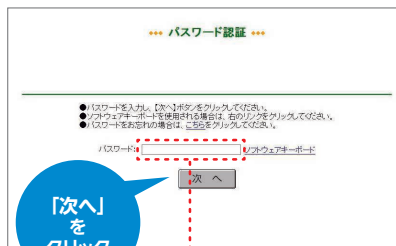
機関投資家の皆様へ

下記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

1 議決権行使サイトにアクセスする



2 ログインする



以降は画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

<https://www.web54.net>

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力

※1 パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。

※2 議決権行使サイトへのアクセスに際しての費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。

パソコン等の操作方法に関する
お問い合わせ
(ヘルプデスク)

三井住友信託銀行証券代行部

証券代行ウェブサポート専用ダイヤル ☎ 0120-652-031 (午前9時から午後9時まで)

<その他のご照会> ☎ 0120-782-031 (平日午前9時から午後5時まで)

議案及び参考事項

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するもの
であります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
1.	1. (現行どおり)
）	）
20.	20.
(新 設)	<u>21.</u> 労働者紹介事業
<u>21.</u> (条文省略)	<u>22.</u> (現行どおり)

第2号議案

取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位	在任年数	取締役会への出席状況
1	わたなべ ひろ たけ 渡邊 弘毅	再任	取締役会長	35年	100% (17回/17回中)
2	やました かず ひと 山下 一仁	再任	代表取締役社長	12年	100% (17回/17回中)
3	ほりうち こう し 堀内 航志	再任	取締役	5年	100% (17回/17回中)
4	おおさか ゆ き え 大坂 祐希枝	再任	取締役	1年	100% (14回/14回中) ※
5	やお のり こ 八尾 紀子	再任 社外	取締役	4年	94% (16回/17回中)
6	いけがわ ち え 池側 千絵	新任 社外	—	—	—

※2018年11月22日就任のため、11月22日以降開催の取締役会を記載しております。

候補者
番号

1

わた なべ

渡邊

ひろ たけ

弘毅

(1942年9月19日生)

再 任

所有する当社株式数

1,794,600株

取締役会への出席状況

100% (17/17回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 9月 当社設立 当社取締役

1985年 5月 当社代表取締役社長

2015年 11月 当社代表取締役会長

2018年 11月 当社取締役会長（現任）

【 重要な兼職の状況 】

公益財団法人明光教育研究所代表理事

候補者
番号

2

やました
山下かずひと
一仁

(1959年12月7日生)

再任

所有する当社株式数

21,200株

取締役会への出席状況

100% (17/17回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2007年 3月 当社入社
 2007年 11月 当社取締役
 2008年 11月 当社常務取締役
 2012年 9月 当社個別進学館事業本部長
 当社サッカースクール事業部管掌 兼 明光キッズ事業部
 管掌 兼 事業開発部管掌
 2013年 7月 当社事業開発本部長
 2014年 9月 当社明光義塾事業本部長（現任）
 当社F C開発部管掌
 2014年 11月 当社専務取締役
 2015年 11月 当社取締役副社長
 2018年 11月 当社代表取締役社長（現任）

[重要な兼職の状況]

公益財団法人明光教育研究所評議員

候補者
番号

3

ほりうち
堀内

こうし
航志

(1969年12月5日生)

再任

所有する当社株式数

400株

取締役会への出席状況

100% (17/17回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年10月 当社入社
2010年11月 当社明光義塾事業本部第2事業部長
2014年9月 当社明光義塾事業本部第7事業部長
2014年11月 当社取締役（現任）
2015年9月 当社明光義塾事業本部副本部長
2015年11月 当社本部事務局管掌
当社明光サポートセンター管掌
2016年9月 当社教務部管掌
2017年9月 当社新生明光開発室管掌 兼 スタディクラブ開発部管掌
2017年11月 当社個別進学館事業本部長（現任）
当社スタディクラブ開発部長
（現スタディクラブ事業部長）（現任）
2018年11月 当社情報システム部管掌（現任）
2019年9月 当社開発部管掌（現任）

【 重要な兼職の状況 】

株式会社ケイライン取締役
株式会社古藤事務所取締役

候補者
番号

4

おおさか

大坂

ゆきえ

祐希枝

(1956年3月15日生)

再任

所有する当社株式数

一株

取締役会への出席状況

100% (14/14回)

※2018年11月22日就任のため、11月22日以降開催の取締役会を記載しております。

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1978年 4月 株式会社日本短波放送（現株式会社日経ラジオ社）入社
- 1994年 9月 東京メトロポリタンテレビジョン株式会社入社
- 1997年 9月 日本衛星放送株式会社（現株式会社WOWOW）入社
- 2014年 6月 株式会社WOWOWコミュニケーションズ取締役営業本部長
- 2016年 5月 当社入社 プロモーション部長（現マーケティング部長）
- 2017年 4月 当社執行役員
- 2017年 9月 当社本部事務局管掌（現任）
- 2018年 9月 当社営業企画部管掌（現任）
- 2018年11月 当社取締役（現任）
- 2019年 4月 当社マーケティング部管掌（現任）

候補者
番号

5

やお
八尾

のりこ
紀子

(1967年8月27日生)

再 任

社外取締役

所有する当社株式数

一株

取締役会への出席状況

94% (16/17回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1995年 3月 最高裁判所司法研修所修了
- 1995年 4月 福岡県弁護士会登録
不二法律事務所入所
- 2001年 6月 ジョージタウン大学ローセンター卒業 (LL.M.)
- 2001年 9月 ポール・ヘイスティングス・ジャンフスキー&ウォルカー法律事務所 (ロサンゼルスオフィス) 入所
- 2002年10月 第二東京弁護士会登録
太陽法律事務所 (現ポールヘイスティングス法律事務所・外国法共同事業) 入所
ニューヨーク州弁護士登録
- 2007年 7月 TMI総合法律事務所入所
- 2008年 1月 同パートナー (現任)
- 2015年11月 当社取締役 (現任)

【 重要な兼職の状況 】

TMI総合法律事務所パートナー
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構社外監査役
サトーホールディングス株式会社社外監査役
株式会社朝日ネット社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

八尾紀子氏につきましては、弁護士として企業法務等に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しております。そのことにより、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋がるものと判断したためであります。また、八尾氏は過去に会社の経営に関与したことがない候補者であります。上記の理由により、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

候補者
番号

6

いけがわ
池側ちえ
千絵

(1966年2月4日生)

新任

社外取締役

所有する当社株式数

一株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1989年4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク（現プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社（P&Gジャパン株式会社））入社
- 2006年10月 日本マクドナルド株式会社入社
- 2010年2月 レノボ・ジャパン株式会社入社 取締役CFO 財務管理本部長
- 2011年10月 NECパーソナルコンピュータ株式会社監査役
- 2014年1月 日本ケロッグ合同会社入社 執行役員 経営管理・財務本部長
- 2018年12月 合同会社西友（ウォルマートジャパン）入社 経営管理本部コマースファイナンス・バイスプレジデント
- 2019年5月 ストラットコンサルティング株式会社代表取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

ストラットコンサルティング株式会社代表取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

池側千絵氏につきましては、企業の経営管理・企画・財務・会計に深い知見を有しております。これまでの経験と知見を活かし、当社の経営にご尽力いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、八尾紀子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、池側千絵氏の選任が承認された場合、同氏との間で同法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。
3. 八尾紀子及び池側千絵の両氏は、社外取締役候補者であります。当社は、社外取締役候補者について当社の定める独立社外役員の選任基準を満たすことを求めています。両氏とも当該選任基準のすべてを満たしております。
4. 八尾紀子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 池側千絵氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として指定する予定であります。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役雨宮丈洋氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

う つ ぎ とし い ち
宇津木 寿一 (1954年6月26日生)

新任

社外監査役

所有する当社株式数

一株

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1978年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行
 2002年6月 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）池袋支社長
 2004年5月 同行総務室長
 2006年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）
 総務部長
 2007年8月 三菱UFJスタッフサービス株式会社代表取締役社長
 2010年10月 MUフロンティア債権回収株式会社取締役副社長
 2014年12月 株式会社三菱総合研究所常勤監査役
 2018年12月 同社常勤顧問（現任）

【 重要な兼職の状況 】

株式会社三菱総合研究所常勤顧問

■ 社外監査役候補者とした理由

宇津木寿一氏につきましては、長年にわたる金融機関等での金融、財務及び企業経営に関する豊富な経験と知識を有するとともに、株式会社三菱総合研究所で常勤監査役を4年間務めた経験もあります。これらのことにより、当社の経営上の重要事項につき、有効な助言をいただくことを期待するとともに、経営全般の監視を行い、監査の実効性を高めていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 宇津木寿一氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。
 3. 宇津木寿一氏は、社外監査役候補者であります。当社は、社外監査役候補者について当社の定める独立社外役員の選任基準を満たすことを求めています。同氏は当該選任基準のすべてを満たしております。
 4. 宇津木寿一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として指定する予定であります。

<ご参考> 「独立社外役員の選任基準」について

1. 現在または過去において当社及び当社グループの取締役（社外取締役は除く。以下同じ）、監査役（社外監査役は除く。以下同じ）、執行役員、支配人その他の使用人となっていないこと。
2. 現在または最近5年間に於いて当社の大株主の取締役、監査役、執行役員、支配人その他の使用人でないこと。
3. 当社の現在主要株主である会社の取締役、監査役、執行役員、支配人その他の使用人でないこと。
4. 現在または最近3年間に於いて当社及び当社グループの主要な取引先（直近事業年度における年間連結総売上高の2%超）の取締役、監査役、執行役員、支配人その他の使用人でないこと。
5. 当社及び当社グループから一定額（過去3年間の平均で1千万円）を超える寄付または助成を受けている組織（例えば公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の理事（業務執行に当たる者に限る）、その他の業務執行者（当該組織の業務を執行する役員、社員または使用人をいう）でないこと。
6. 当社及び当社グループから取締役または監査役（常勤、非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその子会社の取締役、監査役または執行役員でないこと。
7. 現在または最近5年間に於いて当社及び当社グループの主要な金融機関（当社及び当社グループにおいて資金調達において必要不可欠であり、当社が株主との間で利害相反の問題が生じえる状況（債務超過ないし債務超過のおそれが存するような状況）にあるか、財務・信用格付け、自己資本比率、当該債権者への資金調達上の依存度及び借入金の返済余力等を総合的に勘案し判断する）の取締役、監査役、執行役員、支配人その他の使用人でないこと。
8. 現在または最近5年間に於いて当社の主幹事証券会社の取締役（社外取締役は除く。以下同じ）、監査役（社外監査役は除く。以下同じ）、執行役員、支配人その他の使用人でないこと。
9. 現在または最近3年間に於いて当社及び当社グループの監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナーまたは従業員でないこと。
10. 当社及び当社グループから一定額（過去3年間の平均で1千万円）を超える報酬を受領している弁護士、公認会計士、税理士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者でないこと。
11. 上記1から10における二親等内の親族または同居の親族でないこと。
12. 仮に上記に該当するものであっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が当社の独立社外役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外役員とすることができる。
13. 上記の他、独立社外役員としての独立性に疑義があり、一般株主と恒常的に実質的な利益相反のおそれが生じると判断されないこと。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2018年9月1日～2019年8月31日)におけるわが国経済は、企業収益は一進一退の動きを見せつつも高水準を維持するとともに、雇用・所得環境の着実な改善を背景に、個人消費は緩やかに回復いたしました。しかしながら、企業の生産活動の停滞により賃金の伸びは鈍く、個人消費は力強さに欠ける状況になりつつあります。

当社グループの属する教育サービス業界におきましては、少子化による学齢人口の減少が継続する中で、2020年の教育改革による大学入学共通テストの開始や新学習指導要領への移行等を間近に控える大きな変革期を迎えております。また、教育とテクノロジーを融合させたE d T e c hと呼ばれるICTを活用した教育サービスが急速に広がりを見せ、異業種からの新規参入の動きも活発化しており、企業間の差別化競争は激化しております。

当社グループはこのような環境のなか、「すべては生徒の成長と自立のために」を明光義塾2019年度経営方針として掲げ、明光義塾チェーン全体で「お客様視点」に立った教室運営に注力しております。

当連結会計年度におきましては、

- (i) 生徒の主体的な学びを徹底して実践する事を通じての明光義塾の更なる進化(「振り返り授業」とeポートフォリオシステム(明光eポ)を組み合わせた「MEIKO式コーチング」、及びICTコンテンツの徹底運用等)
- (ii) 2020年教育改革に向け新しい教育ニーズを先取りすることによる競争力の強化(明光eポ、中学生向けオンラインコース、明光の中学リスニング、英語検定コース、明光みらい英語、高校生向け映像授業、プログラミング学習等)
- (iii) 一貫したマーケティング戦略による明光義塾の優位性の訴求
- (iv) すべての事業の収益力強化(明光義塾を含むすべての事業の収益力強化、各グループ間でのノウハウの共有、グループ総合力の強化等)
- (v) 人材育成(研修・教育制度の体系化、コアバリューに基づく行動指針の徹底)

等に取り組んでまいりました。

これらの取り組みを基本としつつ、チェーン全体で授業品質・サービスレベルの向上に努め、成績アップを追求するとともに、教育改革とお客様ニーズに対応したサービス提供の充実を図ってまいりました。

プロモーション活動につきましては、明光義塾独自の対話型個別指導の特長を伝える新TVCMを放映し、ブランドイメージの浸透を図るとともに、各地域の特性に応じたWEB広告による生徒募集施策を推進しました。また、コンタクトセンターによる問合せ対応の充実により、入会促進及び教室の業務負荷軽減を図ってまいりました。

更に、2018年12月4日開催の取締役会において、明光義塾のフランチャイジーである株式会社ケイ・エム・ジーコーポレーションの発行済株式の全部を取得する決議を行い、同日、株式譲渡契約を締結し、2018年12月11日付で株式を取得することによって、同社を連結子会社といたしました。なお、みなし取得日を2019年2月28日にしているため、当連結会計年度は2019年3月1日から2019年8月31日までの損益計算書を連結しております。

事業報告

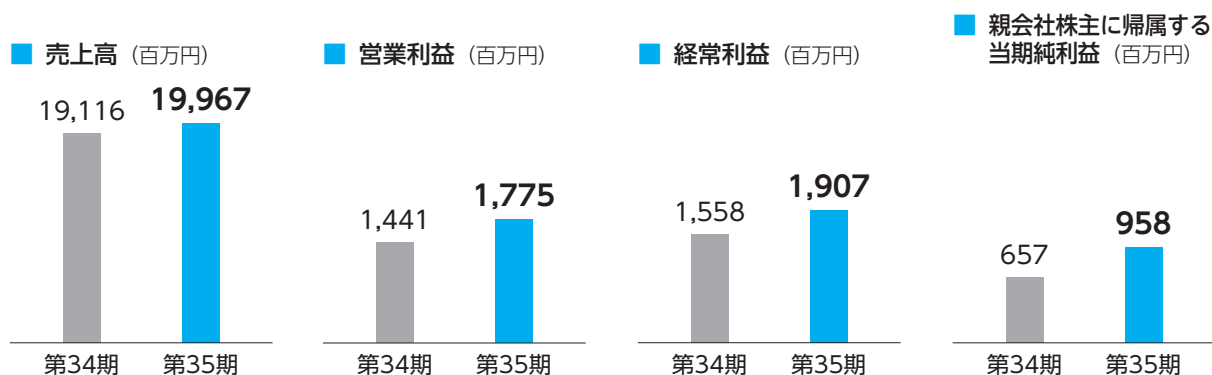
これらの結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は19,967百万円（前期比4.5%増）、営業利益1,775百万円（同23.1%増）、経常利益1,907百万円（同22.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益958百万円（同45.8%増）となりました。

売上高 **19,967**百万円 （前期比**4.5%**増）

経常利益 **1,907**百万円 （前期比**22.4%**増）

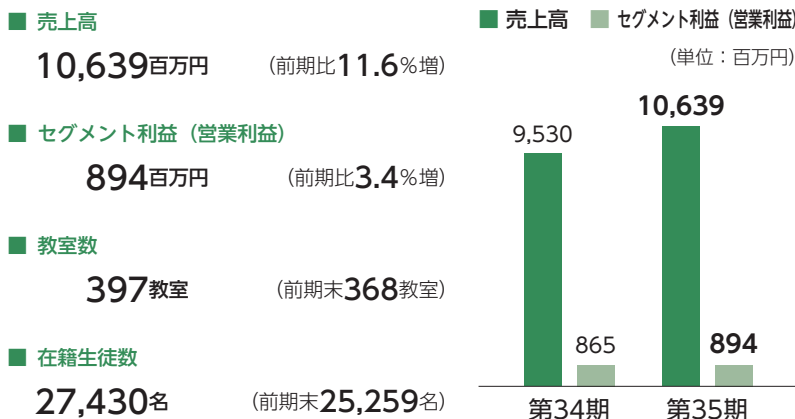
営業利益 **1,775**百万円 （前期比**23.1%**増）

親会社株主に帰属する
当期純利益 **958**百万円 （前期比**45.8%**増）



セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

明光義塾直営事業

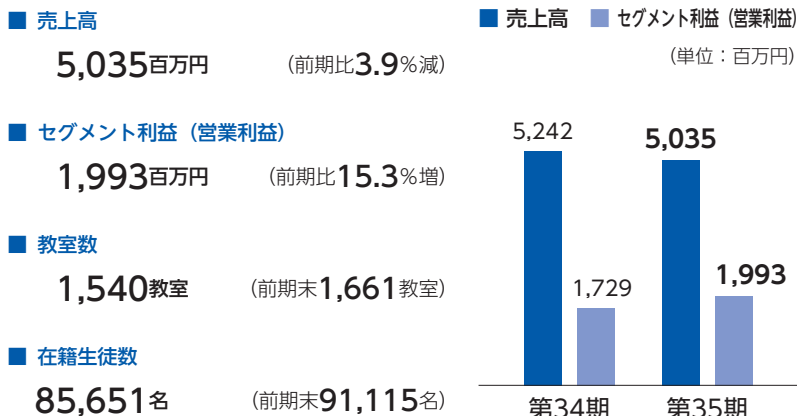


直営事業につきましては、授業品質・サービスレベルの向上にこだわり、生徒の成績向上・目標達成を追求するとともに、お客様満足度調査の実施によりお客様ニーズの把握に努め、教育改革に対応した教室運営力の向上に取り組んでまいりました。

また、株式会社ケイライン（前年度第4四半期連結会計期間より損益計算書を連結）及び株式会社ケイ・エム・ジーコーポレーション（当第3四半期連結会計期間より損益計算書を連結）の子会社化が前年同期比での増収に寄与する結果となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は10,639百万円（当社売上高6,143百万円、株式会社MAX I S エデュケーション売上高2,867百万円、株式会社ケイライン売上高1,214百万円、株式会社ケイ・エム・ジーコーポレーション売上高414百万円）（前期比11.6%増）、セグメント利益（営業利益）は894百万円（当社営業利益795百万円、株式会社MAX I S エデュケーション営業利益246百万円、株式会社ケイライン営業利益73百万円、株式会社ケイ・エム・ジーコーポレーション営業損失4百万円、のれん償却額216百万円）（同3.4%増）となりました。教室数は397教室（当社直営221教室、株式会社MAX I S エデュケーション92教室、株式会社ケイライン41教室、株式会社ケイ・エム・ジーコーポレーション43教室）、在籍生徒数は27,430名（当社直営15,572名、株式会社MAX I S エデュケーション6,821名、株式会社ケイライン2,734名、株式会社ケイ・エム・ジーコーポレーション2,303名）となりました。

明光義塾フランチャイズ事業

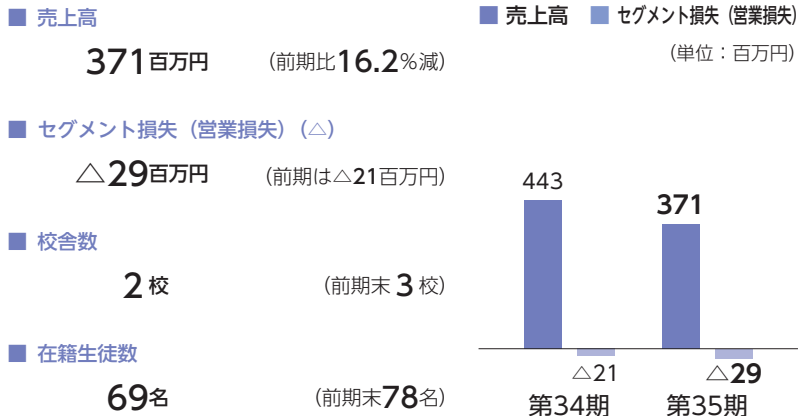


フランチャイズ事業につきましては、教室現場における様々な取り組みのノウハウとベストプラクティスの共有を推進したことに加えて、オーナー・教室長・講師を対象とした各種研修会・勉強会の実施により、チェーン全体のレベルアップに取り組んでまいりました。

なお、業績面といたしましては、生徒数の減少、フランチャイジーの子会社化等により減収となりました。一方で、前連結会計年度にブランディング刷新等を理由として例年より多く販売促進費を計上していたものを、当連結会計年度は通常の水準に戻したことを主な要因として増益となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は5,035百万円（前期比3.9%減）となり、セグメント利益（営業利益）は1,993百万円（同15.3%増）、教室数は1,540教室（株式会社MAXISエデュケーション、株式会社ケイライン及び株式会社ケイ・エム・ジーコーポレーション除く。）、在籍生徒数は85,651名（株式会社MAXISエデュケーション、株式会社ケイライン及び株式会社ケイ・エム・ジーコーポレーション除く。）となりました。

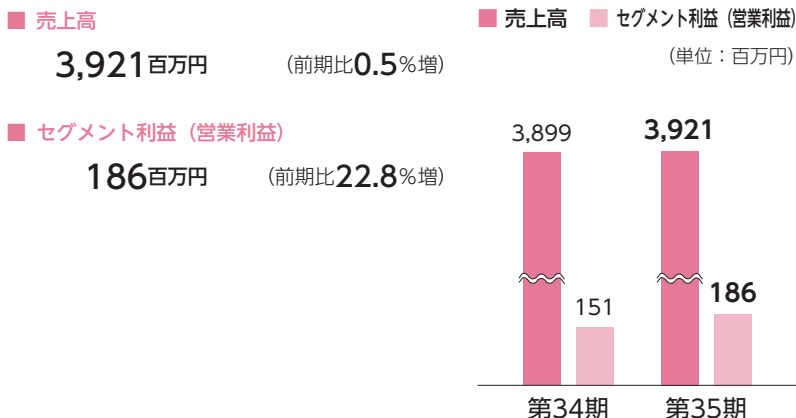
予備校事業



連結子会社である株式会社東京医進学院による予備校事業につきましては、医学部合格率向上に向けて、生徒一人ひとりに対するカウンセリング及び問い合わせ対応の強化に加えて、夏期大学別入試対策特別講座や英語・数学の科目別集中合宿の実施等により、生徒の成績向上に努めてまいりました。しかしながら、医系予備校間の競争は激化しており、全寮制コースの生徒数は低迷を余儀なくされました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は371百万円（前期比16.2%減）、セグメント損失（営業損失）は29百万円（前期はセグメント損失（営業損失）21百万円）、校舎数は2校、在籍生徒数は69名となりました。

その他



サッカー事業につきましては、コーチ育成によりスクール運営力の強化を図るとともに、夏期イベントとして国内で複数のキャンプを実施したほか、海外キャンプ（スペイン）の実施により、入会促進及び収益拡大に努めました。

これらの結果、サッカー事業における当連結会計年度の売上高は141百万円、営業利益は9百万円、スクール数は14スクール（うちフランチャイズ1スクール）、在籍スクール生は870名となりました。

早稲田アカデミー個別進学館事業につきましては、株式会社早稲田アカデミーとの教務運営会議や広告宣伝会議の実施によりアライアンスを強化するとともに、講師研修の実施や成績管理などを徹底し、授業品質の向上・生徒の成績向上・志望校合格の実現に向けて取り組んでまいりました。

校舎展開といたしましては、35校（当社直営8校、株式会社MAX I Sエデュケーション5校、株式会社早稲田アカデミー直営12校及びフランチャイズ10校）の体制で運営いたしました。

難関校合格実績に対する認知度が向上したこと等により生徒数が増加し、当連結会計年度における全校舎の生徒数は、3,120名となりました。

これらの結果、早稲田アカデミー個別進学館事業における当連結会計年度の売上高は532百万円、営業利益は17百万円となりました。

キッズ事業につきましては、明光キッズとしての直営アフタースクールの運営に加えて、これまでに培ったノウハウを活用して、フランチャイズ加盟型、公設民営型、運営受託型等、様々な運営形態を取りながら事業を拡大し、収益基盤の構築を図るとともに、地域社会への貢献に取り組んでまいりました。

これらの結果、キッズ事業における当連結会計年度の売上高は390百万円、営業利益は23百万円、スクール数は25スクール（直営7スクール、学童クラブ3施設、フランチャイズ及び運営受託等15施設）、在籍スクール生は1,144名となりました。

連結子会社である株式会社早稲田EDU（早稲田EDU日本語学校）及び国際人材開発株式会社（JCL I日本語学校）による日本語学校事業につきましては、ブランド確立による差別化と競争力の強化に取り組み、日本語教育だけに留まらず、進学に関する指導を徹底してまいりました。また、JCL I日本語学校の校舎移転により規模を拡大し、受入体制の更なる強化を図りました。

これらの結果、日本語学校事業における当連結会計年度の校舎数は、2校（早稲田EDU日本語学校1校、JCL I日本語学校1校）、在籍生徒数は、1,782名（早稲田EDU日本語学校697名、JCL I日本語学校1,085名）となり、売上高は1,361百万円、営業利益は82百万円となりました。

連結子会社である株式会社古藤事務所及び株式会社ユーデックによる学校支援事業につきましては、入試問題ソリューション事業は堅調であったものの、進学模試等のサービス事業が厳しい業況推移となりました。

連結子会社である株式会社晃洋書房による学術専門書出版事業につきましては、新刊発行点数が予想を若干下回り、業績はやや軟調に推移いたしました。

これらの結果、学校支援事業及び学術専門書出版事業における当連結会計年度の売上高は1,387百万円、営業利益は61百万円となりました。

その他の事業の当連結会計年度の業績合計は、上記以外の事業も含めて売上高は3,921百万円（前期比0.5%増）、セグメント利益（営業利益）は186百万円（同22.8%増）となりました。

<ご参考> 明光義塾教室数、明光義塾在籍生徒数及び明光義塾教室末端売上高等の推移

回次 連結会計年度	第34期		第35期	
	自2017年9月1日 至2018年8月31日		自2018年9月1日 至2019年8月31日	
	経営成績他	前期比較	経営成績他	前期比較
明光義塾（当社直営）教室数	233	－	221	△ 12
明光義塾（MAXIS）教室数	93	△ 2	92	△ 1
明光義塾（ケイライン）教室数	42	+ 42	41	△ 1
明光義塾（KMG）教室数	－	－	43	+ 43
明光義塾直営教室数計	368	+ 40	397	+ 29
明光義塾フランチャイズ教室数	1,661	△ 85	1,540	△ 121
明光義塾教室数合計	2,029	△ 45	1,937	△ 92
明光義塾（当社直営）教室在籍生徒数（名）	15,942	△ 1,170	15,572	△ 370
明光義塾（MAXIS）教室在籍生徒数（名）	6,552	△ 110	6,821	+ 269
明光義塾（ケイライン）教室在籍生徒数（名）	2,765	+ 2,765	2,734	△ 31
明光義塾（KMG）教室在籍生徒数（名）	－	－	2,303	+ 2,303
明光義塾直営在籍生徒数計（名）	25,259	+ 1,485	27,430	+ 2,171
明光義塾フランチャイズ教室在籍生徒数（名）	91,115	△ 10,330	85,651	△ 5,464
明光義塾在籍生徒数合計（名）	116,374	△ 8,845	113,081	△ 3,293
明光義塾直営事業売上高（百万円）	9,530	△ 116	10,639	+ 1,108
明光義塾フランチャイズ事業売上高（百万円）※1	5,242	△ 344	5,035	△ 206
予備校事業売上高（百万円）	443	△ 129	371	△ 72
その他の事業売上高（百万円）	3,899	+ 323	3,921	+ 21
売上高合計（百万円）	19,116	△ 266	19,967	+ 851
明光義塾直営教室売上高（百万円）	9,530	△ 116	10,639	+ 1,108
明光義塾フランチャイズ教室末端売上高（百万円）	32,106	△ 2,025	29,771	△ 2,335
明光義塾教室末端売上高合計（百万円）※2	41,637	△ 2,141	40,410	△ 1,226

※1 明光義塾フランチャイズ事業売上高は、ロイヤルティ収入及び商品売上高等を記載しております。

2 明光義塾教室末端売上高合計は、直営教室の授業料、教材費、テスト料等の全売上高と、フランチャイズ教室の授業料等の売上高を合計したものであり、フランチャイズ教室の教材費、テスト料等の売上高は含んでおりません。

3 KMGは、株式会社ケイ・エム・ジーコーポレーションの略称であります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は356百万円（有形固定資産及び無形固定資産の受入ベース数値）であります。

その主なものは、情報システム構築に対する開発費162百万円、連結子会社国際人材開発株式会社の本社校舎移転に伴うインフラ整備に73百万円、並びに明光義塾直営教室等の移転及びリニューアルに係る設備投資であります。

(3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2018年12月4日開催の取締役会において、明光義塾のフランチャイジーである株式会社ケイ・エム・ジーコーポレーションの発行済株式の全部を取得する決議を行い、同日、株式譲渡契約を締結し、2018年12月11日付で株式を取得することによって、同社を連結子会社といたしました。

(8) 対処すべき課題

当社グループが属する教育サービス業界におきましては、少子化による学齢人口の減少が継続する中で、2020年の教育改革を間近に控える大きな変革期を迎えており、大学入学共通テストの開始、英語4技能評価の導入、小学校プログラミング教育の必修化などに対して、柔軟かつスピーディーな対応が民間教育機関においても求められております。

また、教育とテクノロジーを融合させたE d T e c hと呼ばれるICTを活用した教育サービスが急速に広がりを見せ、異業種からの新規参入の動きも活発化しており、企業間の差別化競争は激化しております。

これらの課題に対応し、明光グループとして持続的な成長を続け、全てのステークホルダーへ価値を提供するために、以下の4つの戦略に基づき、企業価値の向上に努めてまいります。

① 明光義塾事業の再構築

個別指導塾の増加による競争激化の中でもお客様に選んでいただける教室づくりのために「事業の再構築」を図ります。

再構築のために、下記の3点を重点施策として取り組みます。

- a. 授業品質・サービスレベルの向上に努め、成績アップを追求する
- b. 教育改革とお客様ニーズに対応したサービスを提供する
- c. 一貫したマーケティング戦略により、明光ならではの価値を訴求する

② 既存事業の拡大・強化

明光義塾以外の事業においても、提供するサービスレベルの向上とお客様ニーズへの対応、明光グループならではの価値を訴求するとともに、それぞれの事業で成長戦略を明確にし、新たな価値を創造することで、各事業が大きく成長できるよう取り組みます。

③ 新規事業の創出

事業環境の急速な変化に対応するため、新しい知見・発想・技術を持つ外部企業との連携に積極的に取り組みます。新しい知見・発想・技術を取り入れて多様な価値を創造し、明光グループが持続的な成長を遂げ、更なる企業価値向上を実現できるよう、新規事業を創出します。

④ 人材・組織改革

社員一人ひとりが持てる力を最大限に発揮し、働きがいを感じられる職場にしていくために、社員の成長と育成に力を入れます。また、多様なキャリアプランが描けるよう、ダイバーシティの推進を進めていくとともに、社内の組織として「明光アカデミー」を新設し、研修・教育制度の体系化、ホスピタリティの徹底を図ります。

当社グループは今後においても、市場環境の変化に柔軟に対応しながら、グループ事業のあるべき将来像を描き、収益機会を創造し、持続的な成長の実現を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

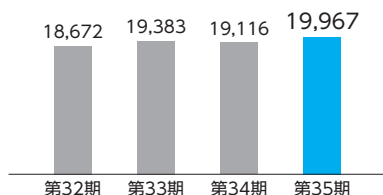
① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第32期 (2016年8月期)	第33期 (2017年8月期)	第34期 (2018年8月期)	第35期 (当連結会計年度) (2019年8月期)
売上高 (百万円)	18,672	19,383	19,116	19,967
経常利益 (百万円)	2,325	2,806	1,558	1,907
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	944	2,042	657	958
1株当たり当期純利益 (円)	35.25	76.92	24.74	36.08
自己資本当期純利益率 (%)	6.8	14.8	4.6	6.7
総資産 (百万円)	16,970	19,314	18,683	19,765
純資産 (百万円)	13,209	14,416	14,336	14,414

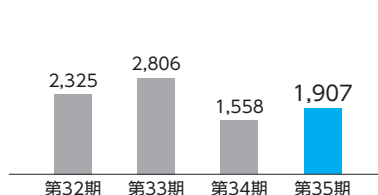
② 当社の財産及び損益の状況

区分	第32期 (2016年8月期)	第33期 (2017年8月期)	第34期 (2018年8月期)	第35期 (当事業年度) (2019年8月期)
売上高 (百万円)	13,881	13,660	12,993	12,893
経常利益 (百万円)	2,151	2,470	1,216	1,525
当期純利益 (百万円)	1,059	1,956	673	891
1株当たり当期純利益 (円)	39.56	73.66	25.35	33.55
自己資本当期純利益率 (%)	7.8	14.5	4.8	6.4
総資産 (百万円)	14,752	16,856	15,905	16,450
純資産 (百万円)	12,871	14,048	13,979	14,007

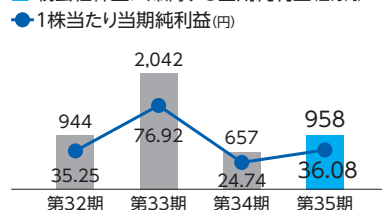
■ 売上高 (百万円)



■ 経常利益 (百万円)

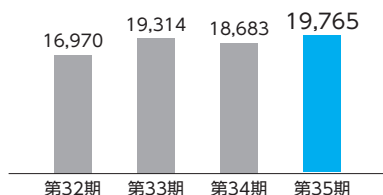


■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)

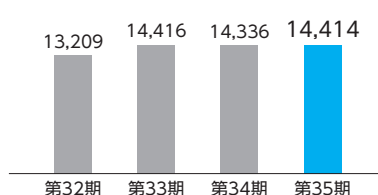


● 1株当たり当期純利益 (円)

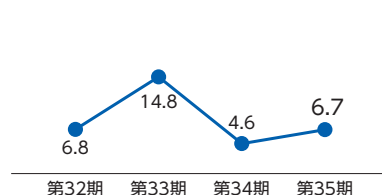
■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



■ 自己資本当期純利益率 (ROE) (%)



(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 子会社の状況

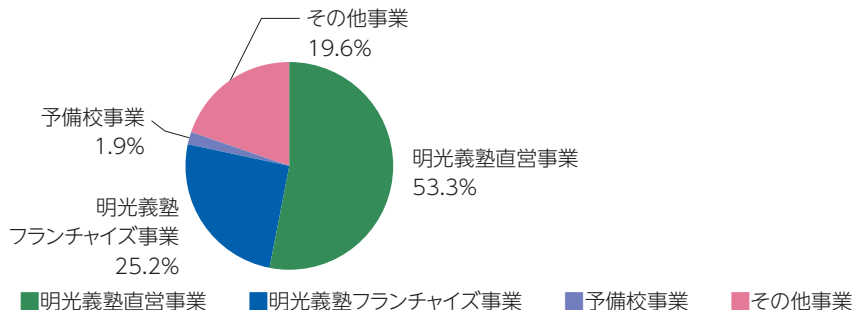
会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社MAXISエデュケーション	30百万円	100%	個別指導塾「明光義塾」の運営等
株式会社ケイライン	50百万円	100%	個別指導塾「明光義塾」の運営
株式会社ケイ・エム・ジー コーポレーション	10百万円	100%	個別指導塾「明光義塾」の運営
株式会社東京医進学院	77百万円	100%	医系大学受験専門予備校の運営
株式会社早稲田EDU	20百万円	100%	早稲田EDU日本語学校の運営
国際人材開発株式会社	10百万円	100%	JCLI日本語学校の運営
株式会社古藤事務所	10百万円	100%	大学入試、大学教育に関する事業
株式会社ユーデック	99百万円	88.4%	受験情報誌の発行、模擬試験制作、 教材販売及び学内予備校の運営等
株式会社晃洋書房	15百万円	100% (100%)	学術専門書出版

(注) 出資比率の()内は、間接所有割合を内数で記載しております。

(11) 主要な事業内容

セグメントの名称	区分に属する主要な事業内容
明光義塾直営事業	・個別指導塾「明光義塾」直営教室における学習指導及び教材、テスト等商品販売（当社、株式会社MAX I Sエデュケーション、株式会社ケイライン及び株式会社ケイ・エム・ジーコーポレーション）
明光義塾フランチャイズ事業	・個別指導塾「明光義塾」フランチャイズ教室における教室開設、経営指導及び教室用備品、教室用機器、教材、テスト、広告宣伝物等商品販売
予備校事業	・医系大学受験専門予備校の運営（株式会社東京医進学院）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども対象のサッカースクール「サッカー」事業 ・高学力層向け個別指導塾「早稲田アカデミー個別進学館」事業（当社及び株式会社MAX I Sエデュケーション） ・長時間預かり型学習塾「キッズ」事業 ・「早稲田EDU日本語学校」の運営（株式会社早稲田EDU） ・「JCL I日本語学校」の運営（国際人材開発株式会社） ・大学入試、大学教育に関する事業（株式会社古藤事務所） ・受験情報誌の発行、模擬試験制作、教材販売及び学内予備校の運営等（株式会社ユーデック） ・学術専門書出版（株式会社晃洋書房）

売上高構成比



(12) 主要な営業所等

① 当社の本社及び事務局等

本 社	東京都新宿区西新宿七丁目20番1号
北海道事務局	北海道札幌市中央区北三条西二丁目1番地13
仙台事務局	宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番10号
名古屋事務局	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目23番13号
大阪事務局	大阪府大阪市北区梅田一丁目11番4号

② 明光義塾直営教室（当社直営）

首都圏地区	132教室	
その他の地区	89教室	(合計221教室)

③ 明光義塾直営教室（株式会社MAX I S エデュケーション）

首都圏地区	52教室	
その他の地区	40教室	(合計92教室)

④ 明光義塾直営教室（株式会社ケイライン）

首都圏地区	30教室	
その他の地区	11教室	(合計41教室)

⑤ 明光義塾直営教室（株式会社ケイ・エム・ジーコーポレーション）

近畿地区	43教室
------	------

⑥ 明光義塾フランチャイズ教室

北海道・東北地区	213教室	近畿地区	212教室
北関東・甲信越地区	223教室	中・四国地区	152教室
東京・埼玉・千葉地区	271教室	九州地区	188教室
神奈川・静岡地区	109教室		
東海・北陸地区	172教室		(合計1,540教室)

⑦ 株式会社東京医進学院

本 社 東京都新宿区市谷八幡町11番地1
校 舎

首都圏地区 2校

⑧ 明光サッカースクール

首都圏地区 14スクール (うちフランチャイズ1スクール)

⑨ 早稲田アカデミー個別進学館

首都圏地区 35校 (当社直営8校、株式会社MAX I Sエデュケーション5校、株式会社早稲田アカデミー直営12校、及びフランチャイズ10校)

⑩ 株式会社MAX I Sエデュケーション

本 社 東京都新宿区西新宿七丁目20番1号

⑪ 株式会社早稲田EDU

本 社 東京都新宿区市谷砂土原町二丁目7番地

首都圏地区 1校

⑫ 国際人材開発株式会社

本 社 東京都北区豊島八丁目4番1号

首都圏地区 1校

⑬ 株式会社古藤事務所

本 社 東京都千代田区一番町29番1号

⑭ 株式会社ユーデック

本 社 大阪府大阪市淀川区宮原三丁目5番24号

(13) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
明光義塾直営事業	521名	48名増
明光義塾フランチャイズ事業	124名	15名増
予備校事業	13名	4名減
その他	172名	2名減
管理部門	50名	9名増
合計	880名	66名増

(注) 使用人数は就業人員であり、契約社員（17名）を含み、アルバイト等の臨時使用人は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	331名	13名増	38.2歳	8.8年
女性	179名	17名増	32.8歳	6.3年
合計又は平均	510名	30名増	36.3歳	7.9年

(注) 使用人数は就業人員であり、契約社員（17名）を含み、アルバイト等の臨時使用人は含まれておりません。

(14) 主要な借入先

該当する事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 72,405,000株
- (2) 発行済株式の総数 26,557,026株（自己株式1,246,574株を除く。）
- (3) 株主数 71,764名（前期末比7,448名増）

(4) 大株主

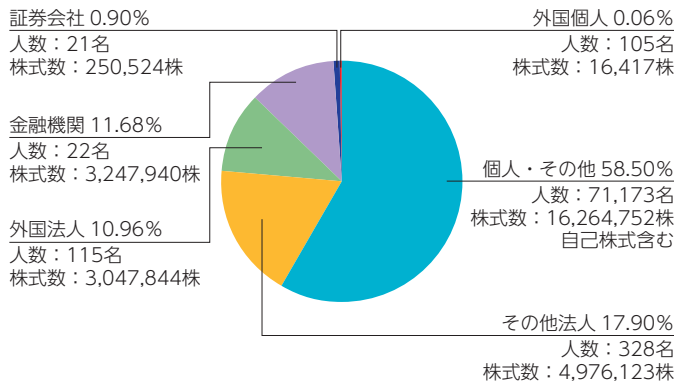
株主名	持株数	持株比率
公益財団法人明光教育研究所	2,000,000 ^株	7.53 [%]
渡邊弘毅	1,794,600	6.76
株式会社学研ホールディングス	1,133,060	4.27
明光株式会社	1,000,000	3.77
奥井世志子	792,800	2.99
ザ バンク オブ ニューヨーク 1 3 4 1 0 4	710,300	2.67
ザ バンク オブ ニューヨーク 1 3 4 1 0 5	594,900	2.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	524,400	1.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	473,200	1.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	426,500	1.61

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

所有者別株式分布



3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2019年8月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	渡 邊 弘 毅	(重要な兼職の状況) 公益財団法人明光教育研究所代表理事
代表取締役社長	山 下 一 仁	明光義塾事業本部長 (重要な兼職の状況) 公益財団法人明光教育研究所評議員
取締役	堀 内 航 志	個別進学館事業本部長 兼 スタディクラブ開発部長 兼 情報システム部管掌 (重要な兼職の状況) 株式会社ケイライン取締役 株式会社古藤事務所取締役
取締役	大 坂 祐 希 枝	マーケティング部管掌 兼 本部事務局管掌 兼 営業企画部管掌
取締役	原 田 昌 宏	
取締役	八 尾 紀 子	弁護士 (重要な兼職の状況) TMI総合法律事務所パートナー 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構社外監査役 サトーホールディングス株式会社社外監査役 株式会社朝日ネット社外取締役
常勤監査役	松 下 和 也	
監査役	小 口 隆 夫	弁護士 (新井・小口・星出法律事務所)
監査役	雨 宮 丈 洋	

- (注) 1. 取締役原田昌宏及び八尾紀子の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役松下和也、小口隆夫及び雨宮丈洋の各氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役原田昌宏、八尾紀子、監査役小口隆夫、雨宮丈洋の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 常勤監査役松下和也氏は、金融機関で企業審査に携わった経験、及び三菱自動車工業株式会社執行役員財務本部長兼財務統括室長としての経験を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 辞任又は解任した会社役員
 該当する事項はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給等の額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	134百万円 (7百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	20百万円 (20百万円)
合計	12名	154百万円

(注) 1. 取締役の報酬限度額は以下のとおりであります。

- ① 2006年11月22日開催の第22回定時株主総会において、年額300百万円以内（役員賞与を含み、使用人分給とは含まないものとする。）として決議いただいております。
 - ② 2006年11月22日開催の第22回定時株主総会において、年額20百万円以内で、ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年11月22日開催の第22回定時株主総会において、年額25百万円以内（役員賞与を含む。）として決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当する事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当する事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	原 田 昌 宏	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、幅広い観点から議案審議等に必要な発言を行っております。
社外取締役	八 尾 紀 子	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、豊富な経験に加え、弁護士としての専門的な見地に基づき、議案審議等に必要な発言を行っております。
社外監査役	松 下 和 也	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会16回の全てに出席し、幅広い観点から議案審議等に必要な発言を行っております。
社外監査役	小 口 隆 夫	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会16回の全てに出席し、豊富な経験に加え、弁護士としての専門的見地に基づき、議案審議等に必要な発言を行っております。
社外監査役	雨 宮 丈 洋	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会16回の全てに出席し、幅広い観点から議案審議等に必要な発言を行っております。

- ④ 事業報告記載事項に関する意見
該当する事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	34百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度における監査の計画と実績の状況を確認し、当事業年度における監査時間及び報酬額の見積りを検討した結果、その報酬額は妥当な水準と認められたため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(5) 子会社の監査に関する事項

該当する事項はありません。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(7) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(8) 現に受けている業務停止処分に係る事項

該当する事項はありません。

(9) 過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

該当する事項はありません。

(10) 辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当する事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は、取締役及び使用人が当社の社会的責任と公共的使命を認識し、一人一人が高い倫理観を持ち、法令・定款・諸規則に反することなく誠実に業務運営を遂行することを経営上の重要課題と位置付ける。その周知徹底のため、コンプライアンス委員会を置き、「コンプライアンス規程」及び「企業行動憲章」を全役職員に配布・啓蒙し、企業統治の基盤強化に努めるものとする。
 - ・ 取締役及び使用人の法令遵守及び業務の適正を確保するため、明確な権限及び職務分掌等を社内規程に定め、重要事項を経営会議及び取締役会において審議する。
 - ・ 当社は、取締役会を構成する取締役のうち社外取締役を複数名選任し、取締役会における決議の公平性及び透明性を図るものとする。監査役は、取締役会に出席し、取締役等に対して適宜意見を述べることができるものとする。また、取締役等は、法令違反行為を未然に防止し、かつ、そのために必要な措置を実施する。取締役等が他の取締役等の法令違反行為を発見した場合は、直ちに監査役、代表取締役（リスク管理委員長）及びリスク管理担当取締役に報告する。
 - ・ 企業倫理として「ホスピタリティ」を宣言し、フランチャイズチェーン全体の企業倫理の向上を推進する。
 - ・ 当社は、経営環境の変化に呼応して生じるリスクに迅速に対応するため、リスク管理委員会を置き、事務局はリスク管理室が担当する。リスク管理委員会は「リスク管理規程」を基準として、業務執行部門のリスク評価・管理・対策を取りまとめて管理し、リスクへの柔軟な対応とコンプライアンスの遂行を推進する。併せて、コンプライアンスに関する教育を継続的に実施するとともに、コンプライアンス違反発生時の対応に関する手順を明確化し、同種事案の再発防止を期する。
 - ・ 内部通報制度を導入することによって、コンプライアンス経営の強化を図る。
 - ・ 内部統制の整備・運用状況をモニタリングするため「内部監査規程」を定め、内部監査室を置く。内部監査の結果は取締役へ報告され、内部統制システムの継続的な改善を推進する。
 - ・ 当社は、業務執行の結果である財務情報、並びにコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会に集約した重要な企業情報を、適正かつ適時に開示し企業活動の透明性を確保する。
 - ・ 役職員は、一丸となって、不当な要求を行う反社会的勢力に対しては、その圧力に屈することなく毅然とした態度で臨み、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しないものとする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 株主総会議事録、取締役会議事録その他法令に基づき作成を求められる文書については、法令に基づき適切に作成、保存する。
 - ・ 取締役の職務執行・経営意思決定並びに取締役への報告に関する文書については、「文書管理規程」、「稟議決裁規程」及び「情報セキュリティ規則」等諸規則に則り、適切に作成、保存又は廃棄する。

- ・「個人情報保護規程」及び「営業機密管理」に関する規程を整備し、個人情報及び重要な営業機密を適切、かつ、安全に保存、管理する。
 - ・取締役及び監査役はいつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・事故・災害、与信等、損失のリスクに関する事項は、各業務執行部門において、「リスク管理規程」に則り、リスクを抽出し発生を未然に防止するための様々な施策の検討、施策の運用を行う。
それらのリスクは全社横断的にリスク管理委員会に集約し、潜在的なリスクに対する施策の運用状況の検証、並びに顕在化した場合の事後対応の適正化を図るため、ガイドラインの制定やマニュアルの作成を行うものとする。
 - ・危機管理、個人情報保護など事業所に係る重要なリスクについては、リスク管理委員会が集約したリスクの予防・軽減施策をフランチャイズチェーン全体に提示し、フランチャイズチェーン全体での経営の安定化に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役は年度経営計画及び中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役の管掌を定め業務執行の効率化を推進する。また、経営目標が当初の予定通り進捗しているか定期的な業績報告を通じて検査・評価し、PDCAサイクルの向上を図る。
 - ・取締役会は、会社の重要な意思決定機関としての役割と、各取締役に対する業務遂行状況の定例報告、並びに業務遂行の監督機関としての役割を強化するために、毎月1回以上開催する。また、重要な経営事項については、取締役、常勤監査役及び経営企画部長等で構成する経営会議で審議、検討及び情報の共有化を図り、経営意思決定の迅速性を高めるとともに、透明性及び効率性の確保に努める。
 - ・取締役は、専任の内部監査室から業務執行に係る改善点の報告を受け、担当管掌業務の有効性と効率性の適正化を図る。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 総則
- ・経営理念に基づき、グループとしての存在意義、役割を明確にするとともに、経営ビジョンによって将来のグループとしての目標を共有する。また、当社グループ全体のリスクを網羅的に把握し、リスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。
 - ・グループ内取引については、法令に従い適切であり、かつ、第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認する。
 - ・内部通報制度を導入することによって、グループ全体のコンプライアンス経営の強化を図る。
- b. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・「関係会社管理規程」を定め各子会社における内部統制の実効性を図る。また、「関係会社管理規程」に則り、各子会社に対し、業績、財務状況その他業務上の重要事項について定期的に当社への報告を求める。
 - ・内部監査室は、子会社の運営状況等を監査し、取締役会及び監査役会に報告する。

- c. 子会社の損失の危険に関する規程その他の体制
グループ各社は、リスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。
 - d. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
職務執行に関する権限及び責任については、グループ各社が業務分掌規程、職務権限規程その他諸規程において明文化し、それぞれ業務を効率的に遂行する。
 - e. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
グループ全体のコンプライアンスの基本方針を定め、グループ会社は、当該基本方針に従い、各社の業務内容、規模、所在国、その他の事情に応じて、その体制の構築を推進するとともに、コンプライアンスの教育、啓蒙を推進する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・当社では、監査役監査の事務及び実査補助は、所轄部門又は使用人を固定せず、適宜担当部門が実施する。
 - ・監査役の要請がある場合には、監査役を補助する使用人を置く。当該使用人に期待される業務の範囲及び就任期間により、専任又は兼任を決定するものとする。
- ⑦ 前号⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役を補助すべき使用人を置くこととなった場合、監査役の指示により監査を補助する業務については、監査役以外から指揮命令を受けない。また、当該使用人の人事異動、人事評価等に関しては、監査役会の同意を必要とする。
- ⑧ 監査役への報告に関する体制
- a. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - ・監査役は、経営方針決定の経過及び業務執行の状況を知るために、業務執行に関する重要会議（常勤監査役は取締役会・経営会議・部門長会、非常勤監査役は取締役会）に出席する。
 - ・監査役が会社の実態を正確に把握し、公正妥当な監査意見を形成するために、取締役は営業及び業務の状況を監査役に報告する。また、会社に重大な影響を与える重要事項及び公表する企業情報は適時監査役に報告する。
 - ・監査役は、内部監査室及びリスク管理室との連絡会を適宜開催し、内部統制及びリスク管理に関する報告を受けるものとする。
 - b. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
監査役は、「グループ企業監査役連絡会」を開催し、子会社経営情報全般に関する問題点の早期把握と情報の共有に努めるものとする。

- ⑨ 前号⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役に報告したことを理由として解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。
- ⑩ 監査役職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行において生じる費用等は、所定の手続きにより会社が負担する。
- ⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、内部監査室及び監査法人の三者による連絡会を定例的に開催し、会計監査や業務監査に関する報告及び情報を受け、内部統制システムの状況を監視し検証するものとする。
 - ・ 常勤監査役は、稟議書他業務執行に関する重要な書類の閲覧、重要な財産の取得、保有並びに管理状況の調査等の常時監査により、業務執行の状況を適時に把握する。
 - ・ 取締役及び使用人は、監査役監査に対する認識を深め、監査役監査が効率的に推進できるように努めるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。また、総務部リスク管理室は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

(4) 親会社等との間の取引に関する事項

該当する事項はありません。

(5) 特定完全子会社に関する事項

該当する事項はありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けており、新たな事業投資及び業容の拡大に備えるための内部留保を行うとともに、経営成績の伸長に見合った成果の配分や配当金額の継続的な増額を基本方針としております。

上記の基本方針のもと、年間配当性向は35%程度から80%程度とし、安定的な成果の配分を実施してまいります。

また、剰余金の配当の回数は、中間配当及び期末配当の年2回を原則的な基本方針としております。

配当の決定機関は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、自己株式の取得・消却、剰余金その他の処分については、当社の財政状態等を勘案し、適宜、適切な対応を検討してまいります。

この基本方針に基づき、当事業年度につきましては、資金状況等を踏まえ、2019年10月25日開催の取締役会において、次のように剰余金の処分に関する決議をいたしました。

期末配当に関する事項

- ① 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円 総額398,355,390円
- ② 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年11月18日

この結果、当事業年度の配当につきましては、中間配当金15円を含め、1株当たり年間配当金を30円（2018年8月期より12円減配）とさせていただきます。当事業年度の配当性向につきましては89.4%となりました。

内部留保資金につきましては、財務構造の強化を勘案しつつ、将来の新たな事業展開、明光義塾事業の教務力の強化並びに業容の拡大に伴うインフラ整備に充当する等有効投資してまいりたいと考えております。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率につきましては表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年8月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	9,734
現金及び預金	7,495
売掛金	1,294
有価証券	200
商品	391
仕掛品	14
貯蔵品	12
前渡金	21
前払費用	280
その他	124
貸倒引当金	△100
固定資産	10,030
有形固定資産	1,220
建物及び構築物	715
工具、器具及び備品	59
土地	446
無形固定資産	3,311
のれん	3,046
ソフトウェア	133
ソフトウェア仮勘定	125
電話加入権	5
投資その他の資産	5,497
投資有価証券	4,075
長期前払費用	68
繰延税金資産	138
敷金及び保証金	978
長期預金	200
その他	36
資産合計	19,765

科目	金額
負債の部	
流動負債	4,506
買掛金	199
短期借入金	132
未払金	146
未払費用	1,209
未払法人税等	618
未払消費税等	179
前受金	1,480
預り金	124
賞与引当金	352
返品調整引当金	28
その他	35
固定負債	843
長期借入金	64
退職給付に係る負債	94
従業員長期未払金	111
役員長期未払金	117
繰延税金負債	136
資産除去債務	300
長期預り保証金	17
負債合計	5,350
純資産の部	
株主資本	13,556
資本金	972
資本剰余金	909
利益剰余金	13,317
自己株式	△1,643
その他の包括利益累計額	843
その他有価証券評価差額金	830
為替換算調整勘定	12
非支配株主持分	15
純資産合計	14,414
負債及び純資産合計	19,765

連結計算書類

連結損益計算書 (2018年9月1日から2019年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		19,967
売上原価		13,744
売上総利益		6,222
販売費及び一般管理費		4,447
営業利益		1,775
営業外収益		
受取利息	18	
受取配当金	38	
持分法による投資利益	8	
受取賃貸料	20	
貸倒引当金戻入額	20	
その他	33	140
営業外費用		
支払利息	1	
賃貸費用	6	
その他	0	7
経常利益		1,907
特別損失		
有形固定資産除却損	6	
減損損失	42	48
税金等調整前当期純利益		1,859
法人税、住民税及び事業税	901	
法人税等調整額	14	915
当期純利益		943
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△14
親会社株主に帰属する当期純利益		958

連結株主資本等変動計算書 (2018年9月1日から2019年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	972	909	13,315	△1,643	13,554
当期変動額					
剰余金の配当			△956		△956
親会社株主に帰属する 当期純利益			958		958
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	2	△0	2
当期末残高	972	909	13,317	△1,643	13,556

	その他の包括利益累計額			非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	738	14	752	30	14,336
当期変動額					
剰余金の配当					△956
親会社株主に帰属する 当期純利益					958
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	92	△1	90	△14	75
当期変動額合計	92	△1	90	△14	77
当期末残高	830	12	843	15	14,414

貸借対照表 (2019年8月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	5,035
現金及び預金	3,526
売掛金	1,028
有価証券	200
商品	108
貯蔵品	10
前渡金	16
前払費用	158
短期貸付金	32
その他	40
貸倒引当金	△85
固定資産	11,414
有形固定資産	458
建物	276
工具、器具及び備品	19
土地	163
無形固定資産	256
ソフトウェア	126
ソフトウェア仮勘定	125
電話加入権	4
投資その他の資産	10,698
投資有価証券	3,929
関係会社株式	5,859
出資金	10
関係会社長期貸付金	245
長期前払費用	50
敷金及び保証金	527
長期預金	200
その他	24
貸倒引当金	△148
資産合計	16,450

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,980
買掛金	97
未払金	41
未払費用	787
未払法人税等	457
未払消費税等	102
前受金	72
預り金	84
賞与引当金	321
その他	15
固定負債	462
従業員長期未払金	111
役員長期未払金	99
繰延税金負債	101
資産除去債務	147
長期預り保証金	1
負債合計	2,442
純資産の部	
株主資本	13,177
資本金	972
資本剰余金	915
資本準備金	915
利益剰余金	12,932
利益準備金	54
その他利益剰余金	12,878
別途積立金	9,147
繰越利益剰余金	3,731
自己株式	△1,643
評価・換算差額等	830
その他有価証券評価差額金	830
純資産合計	14,007
負債及び純資産合計	16,450

損益計算書 (2018年9月1日から2019年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		12,893
売上原価		8,637
売上総利益		4,256
販売費及び一般管理費		2,700
営業利益		1,556
営業外収益		
受取利息	4	
有価証券利息	17	
受取配当金	38	
受取賃貸料	50	
貸倒引当金戻入額	19	
その他	20	151
営業外費用		
賃貸費用	33	
貸倒引当金繰入額	148	
その他	0	182
経常利益		1,525
特別損失		
有形固定資産除却損	4	
減損損失	18	22
税引前当期純利益		1,503
法人税、住民税及び事業税	635	
法人税等調整額	△23	612
当期純利益		891

株主資本等変動計算書 (2018年9月1日から2019年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	972	915	54	9,147	3,796	12,997	△1,643	13,242
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△956	△956		△956
当期純利益					891	891		891
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	△64	△64	△0	△64
当 期 末 残 高	972	915	54	9,147	3,731	12,932	△1,643	13,177

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	736	13,979
当 期 変 動 額		
剰余金の配当		△956
当期純利益		891
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	93	93
当期変動額合計	93	28
当 期 末 残 高	830	14,007

独立監査人の監査報告書

2019年10月15日

株式会社明光ネットワークジャパン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井 尾 稔 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡 部 誠 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第44条第4項の規定に基づき、株式会社明光ネットワークジャパンの2018年9月1日から2019年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社明光ネットワークジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年10月15日

株式会社明光ネットワークジャパン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井 尾 稔 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡 部 誠 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社明光ネットワークジャパンの2018年9月1日から2019年8月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年9月1日から2019年8月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年10月15日

株式会社明光ネットワークジャパン 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 松 下 和 也 ㊟

監 査 役（社外監査役） 小 口 隆 夫 ㊟

監 査 役（社外監査役） 雨 宮 丈 洋 ㊟

以 上

第**35**期
明光レポート

2018年9月1日～2019年8月31日



個別指導の明光義塾!



明光ネットワークジャパン

証券コード：4668

はじめに

株主の皆様におかれましては、平素より当社への格別のご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

第35期におきましては、明光義塾チェーン全体で授業品質・サービスレベルの向上に努め、生徒の成績向上・目標達成を追求するとともに、一貫したマーケティング戦略により明光義塾の優位性の訴求に取り組んでまいりました。

結果として、連結決算で売上高19,967百万円、営業利益1,775百万円となり、計画を下回る結果となりましたものの、前期比増収増益を達成することができました。



代表取締役社長 山下一仁

今後の成長に向けて

第36期におきましては、企業間の差別化競争が激化している中で、明光グループが未来への価値を創造し続ける企業グループであるために、「明光義塾事業の再構築」、「既存事業の拡大・強化」、「新規事業の創出」、「人材・組織改革」に取り組む、成長基盤を構築する基礎固めの1年といたします。

当社グループは今後においても、市場環境の変化に柔軟に対応しながら、グループ事業のあるべき将来像を描き、収益機会を創造し、持続的な成長の実現を目指してまいります。

配当・株主優待制度について

当期の年間配当金につきましては、30円とさせていただきます。また、株主優待制度としては、株式の保有年数と株式数に応じたクオカードを進呈しております。

来期の配当につきましては、1株当たり年間配当金30円を予定しております。

株主優待制度につきましては、現行制度にて引き続きクオカード進呈とさせていただきます。

今後も各事業において成長を図り、企業価値の向上を目指してまいります。

株主の皆様には、今後とも格別のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

MEIKO VISION

「民間教育企業」そして「自己実現支援企業」としての役割を果たすことで社会に貢献し、社会からその存在を認められる社会的存在価値の高い企業に成長していきます。

当社はこれからも、顧客・株主・社員の三位一体の繁栄を目指し、常に前進し続けます。



経営理念

教育・文化事業への
貢献を通じて人づくりを目指す
フランチャイズノウハウの
開発普及を通じて
自己実現を支援する

基本方針

教育・文化事業への
貢献を通じて
顧客・株主・社員の
三位一体の繁栄を目指す

教育理念

個別指導による
自立学習を通じて
創造力豊かで自立心に富んだ
21世紀社会の人材を
育成する

明光グループ

明光ネットワークジャパン

学習塾事業



明光義塾事業

日本初の個別指導塾の運営



早稲田アカデミー個別進学館

早稲田アカデミー個別進学館事業

難関校・上位校向け進学個別指導塾の運営



スタディクラブ事業

ICTを活用した次世代型個別指導塾の運営



ESL クラブ

バイリンガル講師による個別英語スクール

スポーツ事業



明光サッカースクール事業

サッカースクールの運営

幼児・学童事業



明光キッズ事業

学童保育+習い事+幼児教室の運営

教育・文化事業を核としてさらなる成長を図り、
人づくりのトップカンパニーとなる

グループ企業

学習塾事業



株式会社MAXIS
エデュケーション
「明光義塾」「早稲田アカデミー
個別進学館」の運営
連結子会社（100%出資）



株式会社ケイライン
「明光義塾」の運営
連結子会社（100%出資）



株式会社ケイ・エム・ジー
コーポレーション
「明光義塾」の運営
連結子会社（100%出資）

学校支援事業



株式会社古藤事務所
大学教育に関する事業等
連結子会社（100%出資）



株式会社ユーデック
学内予備校の運営、
模試・教材の制作・販売等
連結子会社（88.4%出資）



株式会社晃洋書房
学術専門書出版
連結子会社（100%出資）

日本語学校事業



国際人材開発株式会社
日本語学校「JCLI 日本語
学校」の運営
連結子会社（100%出資）



株式会社早稲田EDU
日本語学校「早稲田EDU
日本語学校」の運営
連結子会社（100%出資）

医系予備校事業



株式会社東京医進学院
医系予備校の運営
連結子会社（100%出資）

海外事業

(韓国)
NEXCUBE Corporation, Inc
「明光義塾」個別指導プログラムの提供・FC展開
持分法適用関連会社（23.7%出資）

(台湾)
明光文教事業股份有限公司
「明光義塾」の運営・展開
非持分法適用関連会社（25.0%出資）

(シンガポール)
COCO-RO PTE LTD
シンガポールで幼稚園を運営
非連結子会社（81.1%出資）

全国1,937教室！「明光義塾」ブランドの更なる浸透を図ります。

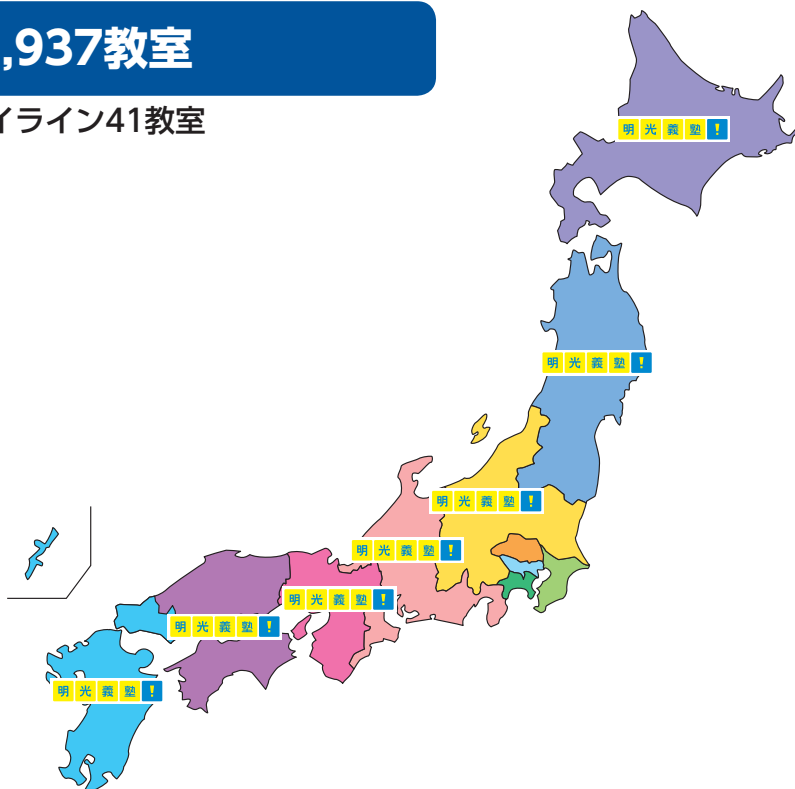
当社が運営する学習塾「明光義塾」は、生徒一人ひとりの学力と個性に合わせたオーダーメイドの「個別指導」を行っており、生徒の「考える力」を伸ばす生徒主体の対話型の授業が特徴です。個別指導塾のパイオニアとして、常に学習塾業界をリードし続けてきました。日本全国で「明光義塾」のネットワークが広がっています。

明光義塾 1,937教室

[直営221教室 MAXIS92教室 ケイライン41教室
KMG43教室 FC1,540教室]

北海道	78教室
東北	158教室
北関東・甲信越	249教室
東京	176教室
神奈川	113教室
千葉	134教室
埼玉	125教室
中部・東海・北陸	275教室
近畿	289教室
中国・四国(山口県除く)	152教室
九州・沖縄(山口県含む)	188教室

2019年8月末現在



当社は、継続した事業運営及び既存事業の成長力確保、収益力強化に向けた事業の基盤強化並びに新たな成長戦略に必要な資金の内部留保による自己資金の充実と、株主の皆様に対する利益還元を最重要政策と位置付けております。今後も持続的な成長と拡大を目指し、投資家の皆様にとって魅力ある資本配当政策を実施いたします。

1. 基本方針

継続した事業運営及び既存事業の成長力確保、収益力強化に向けた事業の基盤強化ならびに、新たな成長戦略に必要な資金の内部留保による自己資本の充実と、株主の皆様に対する利益還元を最重要政策と位置付け、今後とも株主の皆様のご期待に応えるべく努力してまいります。

2. 資本効率目標

高水準なROEの達成に努めてまいります。

3. 自己株式買付け方針

事業環境、投資機会、当社株式の流動性及び市場価格への影響並びに当社財務状況を総合的に勘案し、柔軟且つ機動的に判断することを基本方針といたします。

4. 配当政策

経営成績の伸長に見合った成果の配分を基本方針としており、安定的な成果の配分を実施してまいります。また株主優待制度は、毎年8月31日現在の株主名簿に記載又は記録された1単元（100株）以上の当社株式を保有されている株主様に対して、保有株式数並びに継続保有年数により、以下の金額相当のQUOカードを贈呈いたします。

継続保有年数 保有株式数	継続保有3年未満	継続保有3年以上※
	100株以上500株未満	1,000円相当
500株以上1,000株未満	2,000円相当	4,000円相当
1,000株以上	3,000円相当	5,000円相当

※株主名簿に同一番号で3年（7基準日）連続で記載されている状態



5. M&A・アライアンス

外部資源の有効活用、事業拡大・成長の観点からもM&A・アライアンスを重要な経営手段として位置づけ、積極的に実施いたします。

Topic 1 ● 株式会社スプリックスと業務提携しました

当社は、2019年10月10日開催の取締役会において、株式会社スプリックス（東証一部、証券コード7030、以下「スプリックス」）との間で、両社が展開している教育事業に関して、業務提携契約を締結することを決議いたしました。

スプリックスは、個別指導塾「森塾」、教育ITでとことん学ぶ個別学習塾「自立学習RED」などの学習塾を展開しているほか、『「教育×IT」で世界No.1になること』をビジョンに掲げ、ITを活用した教材、教室オペレーションシステムの構築にも強みを有しております。個別学習塾「自立学習RED」は、「成績を上げることで生徒の人生に貢献する」という理念を掲げた、ITを活用した講師に依存しない学習塾でフランチャイズ展開を開始しております。

両社は、当社の持つ個別指導塾の運営ノウハウ、フランチャイズ展開ノウハウとスプリックスの持つ教育ITを活用した講師に依存しない個別指導塾の教室オペレーションシステムを融合し、新たな生徒数の拡大を目指して個別学習塾「自立学習RED」を積極的にフランチャイズ展開してまいります。

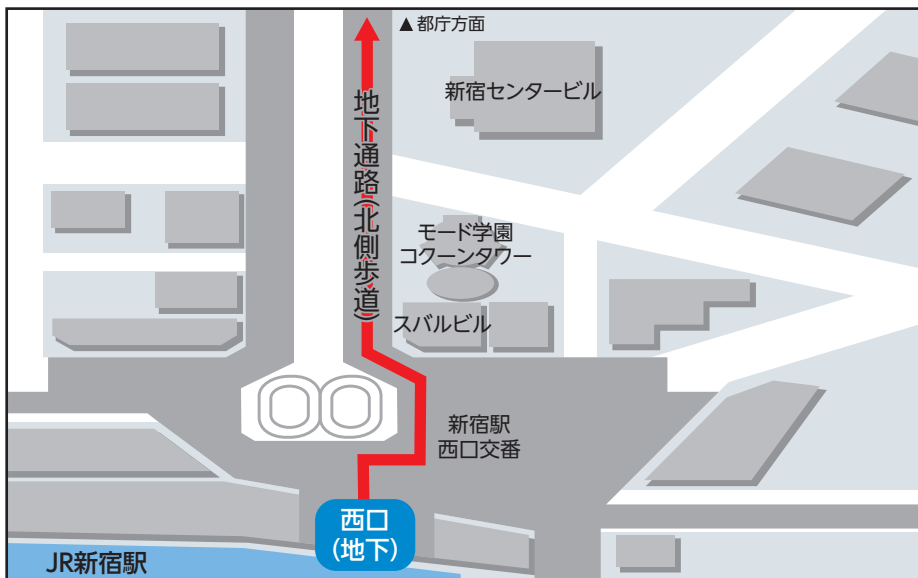
Topic 2 ● 株式会社tyottoと業務提携しました

当社は、2019年10月10日開催の取締役会において、株式会社tyotto（読み：ちよっと）（以下「tyotto」）との間で、両社が展開している教育事業に関して、業務提携契約を締結することを決議いたしました。

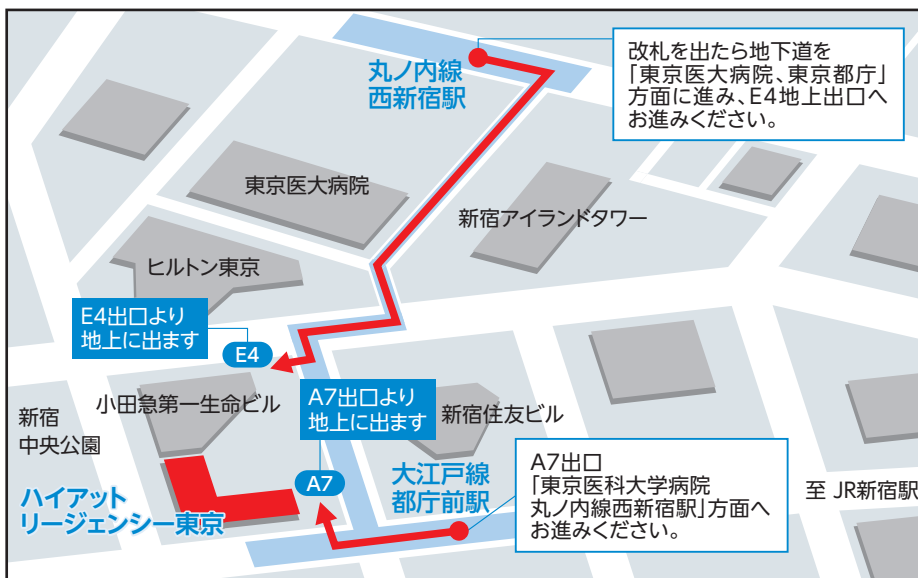
tyottoは、「教育で世界をちよっと良くする」という経営ビジョンを掲げ、大学受験専門のコーチングで学びを引き出す個別指導塾「tyotto塾」を展開しています。「tyotto塾」は、コーチングによる対面指導と、自社開発している学習アプリ「tyotto folio」におけるポートフォリオ機能・リフレクション機能により、主体的に学ぶ意欲を引き出し、学力の向上と生徒の自律を促進しています。また、アクティブラーニング型のオリジナル教育コンテンツ「ProgressTime」を定期的実施することで、答えのない問いに向き合う姿勢や思考力、コミュニケーション力の育成を図っています。

両社は、当社の持つ個別指導塾の運営ノウハウ、フランチャイズ展開ノウハウとtyottoの持つコーチングノウハウ、ICTコンテンツ、アクティブラーニングコンテンツを融合し、新たな生徒層の拡大を目指して「tyotto塾」を積極的にフランチャイズ展開してまいります。

JR新宿駅西口（地下）から会場へのご案内



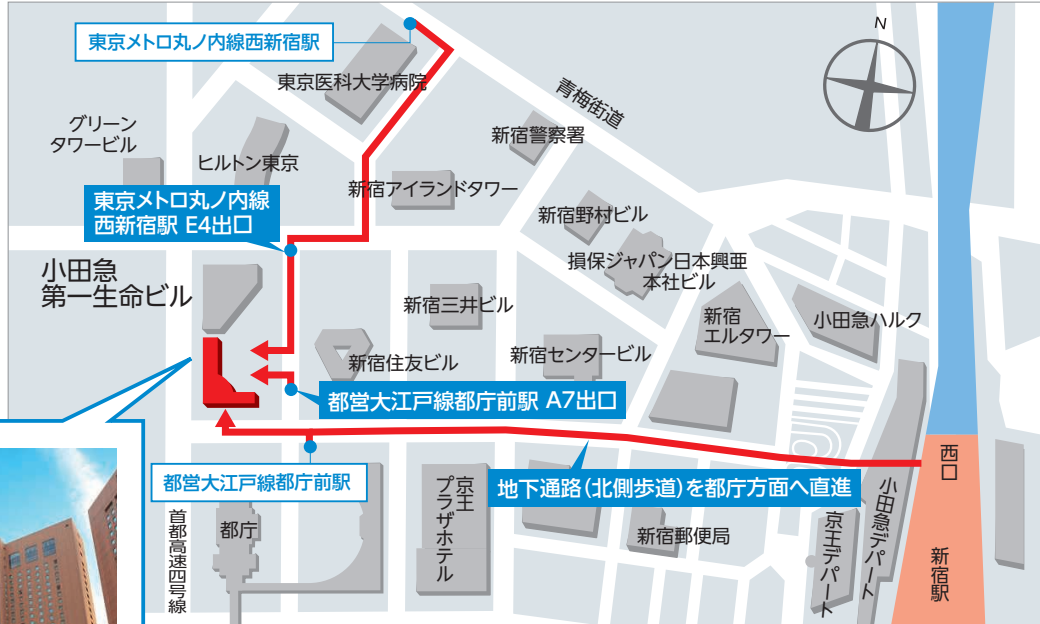
地下鉄（丸ノ内線「西新宿駅」、大江戸線「都庁前駅」）から会場へのご案内



株主総会会場ご案内図

会場

ハイアットリージェンシー東京 地下1階「センチュリールーム」
東京都新宿区西新宿二丁目7番2号 電話 (03) 3348-1234 (代表)



ハイアットリージェンシー東京

交通のご案内

- ・ JR新宿駅（西口）より徒歩約9分
- ・ 東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」より徒歩約8分（E4出口）より徒歩約1分
- ・ 都営大江戸線「都庁前駅」より徒歩約5分（A7出口）より徒歩約1分

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

